

「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」に対する 意見提出用紙

① 該当する項目を1つだけ選択してください（必須）。

住民 通勤者 通学者 事業その他の活動を行う者 利害関係者
(利害関係者の場合は具体的に： _____)

*利害関係者とは、この条例が定められることによって何らかの影響を受ける可能性がある人のことをいいます。

② 「計画（素案）」に対するご意見をお書きください。

【ご意見】

第5期吹田市障がい福祉計画について

第1期吹田市障がい児福祉計画について

■意見募集期間 平成29年12月20日(水)～平成30年1月22日(月) 必着

*用紙が足りない場合は、裏面にご記入いただくか、適宜、付け足してください。

*パブリックコメントは、自治基本条例に基づき認められた市政への参画手法です。